

随意契約理由書

今回工事を行おうとする工事は、下記1の公共災害復旧工事（道路）である。

この工事の契約にあたっては、下記2の記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約によることとしたい。

1 工事概要

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 工事名 | 公共災害復旧工事（道路） |
| (2) 路・河川名 | 落合浪江線外 |
| (3) 工事箇所名 | 双葉郡浪江町大字大堀地内外 |
| (4) 工事内容 | 道路復旧延長 L=26.9m |

2 随意契約の理由

当該工事は、令和5年9月8日から9日にかけて令和5年台風13号による豪雨により被災した一般県道落合浪江線外の災害復旧工事を実施するものである。

当該箇所は、想定を超える雨水が土羽法面へ流出し、法面が浸食されたことで、道路の崩落に至ったものである。当該箇所は、道路の崩落により狭小となっており、車両の通行が非常に困難となっていることから、一刻も早い復旧事業の実施が求められている。

道路が大規模に被災し、さらなる被害拡大が懸念され早急な復旧が必要であるため、「公共工事に係る随意契約ガイドライン」2(2)アに基づき、緊急の必要により手続き等に相当の期間を要する競争入札ではなく、随意契約としたい。